

政策研究

POLICY RESEARCH

2013 No.12 (2014年3月号)

- 羅針盤
国際競争力強化に向けたマイナンバーの積極的活用
～知識情報化社会に適合した新たな知的財産保護と活用の仕組みの構築～
蛭子 准吏(北海道大学公共政策大学院教授)
- レポート:政策論説
アベノミクスの評価と課題
宮脇 淳(北海道大学公共政策大学院教授)
- レポート:政策シグナル
統一地方選前哨戦としての2014年度
宮脇 淳(北海道大学公共政策大学院教授)
- レポート:アジアリンク
中国経済の構造改革政策
宮脇 淳(北海道大学公共政策大学院教授)
- 事例研究
社会保障・税番号制度の導入、今やるべきことは何か？
水野 成典(株式会社富士通総研公共事業部)

国際競争力強化に向けたマイナンバーの積極的活用 ～知識情報化社会に適合した 新たな知的財産保護と活用の仕組みの構築～

北海道大学公共政策大学院教授 蛸子 准吏

最新技術情報の漏洩による日本企業の被害が注目を集めている。直近では、東芝が韓国 SK ハイニックス社を 1000 億円以上の損害賠償を求めて提訴するなど、その規模も拡大傾向にある。今回の事件では、東芝と協力関係にあった他社の技術者が勤務時に営業秘密の情報をコピーし、ハイニックス社に転職する際にその情報を持ち込み社内で閲覧できる状態にした疑いがあるとしている。他の類似事件と同じく、内部関係者によるものである可能性が高いとされている。これらの事件の直接的な要因である、国、企業を通じた「情報管理」に関するガバナンスならびにマネジメント機能が不十分である問題の解消に向け、競争力を左右する営業秘密情報の漏洩抑止に向けた法制度の見直し等が課題となっている。これらの取り組みは、緊急性の高いものとして即時対応することが求められるが、この問題の底流には、より根源的な要因である知識情報化社会の進展に伴う経済社会環境の変化の本質に対する理解不足とそれに伴う対応の遅れがある。

知識情報化社会の進展に伴う経済社会環境の変化は、経済社会活動における経営資源としての情報の重要性を大きく増すとともに、その活用方法のあり方を大きく変化させた。情報という資源の静的活用から動的活用への転換である。従来、情報は、競争力を左右する重要情報を中心にヒト、モノ、カネに次ぐ第四の資源として、情報の内容に着目しその活用に主眼が置かれていた。知的財産としての特許の活用やナレッジマネジメントがその代表的な取り組みであろう。これらの取り組みは今後も企業競争力を左右する重要な活動であり、今後も活用と機密保護の観点から取り組みを強化することが求められる。しかし、これらの活動は情報を静的に捉え、セマンティック、すなわち情報が持つ意味に限定してその活用を図るものである。その活用は、あくまでもその意味が機能する範囲に閉じたものとなる。

動的な活用は、情報の意味ではなくその流れを活用することに主眼が置かれる。イノベーションを創発するための場であるネットワーク、すなわち人と人との繋がりを形成するために、情報の流れをコントロールすることがその活動の中心となる。知識情報化社会は、内容もさることながら新たな知を生み出すまでのスピードの競争でもある。一組織に閉じた経営資源での対応には限界があるため、組織外も含めた多様な人材の活用の重要性が増している。国際競争力を左右するイノベーションを生み出すためのネットワークに参加できること、またそのようなネットワークを主体的に生み出しコントロールできる力が求められている。そのためには、自らの情報を守るとともに、他組織の情報を漏洩しない信用を構築することがその要件として求められることとなり、組織が持つ価値ある情報を柔軟に活用しつつ、その情報が漏洩しないよう厳密に管理できる体制を構築し運営することが不可欠となっている。

日常のあらゆる活動に見えない形で情報通信技術が浸透している知識情報化社会においては、情報のセマンティックな特性は常にコピーされる危険を孕んでいる。どんなに情報漏洩を防止するための手段を講じたとしても、そのリスクをゼロにすることは不可能であり、また、社内外の人材による共同作業でのイノベーションが求められているため、そのリスクは従前以上に高まっている。これまでの情報管理は、情報を静的なモノとして扱っていたため、リスクを減少させるためには情報そのものの管理をより厳密にすることが適切な対応であると考えられてきた。しかし、情報の動的な活用に主眼が移った現状においては、リスクコントロールの中心は、情報よりその情報を扱う人材がその権限に応じて適正に情報扱っているかを管理することへと変化している。管理の実効性を担保するためには、個人が情報漏洩を行わないための抑止力となる新たな防衛手段を構築する必要がある。その鍵は、個人の特定と証跡の記録である。その実現にあたっては、個人を特定できるユニークな識別子の活用が不可欠である。政府が提供する個人認証基盤であるマイナンバーの活用はその有力な選択肢となろう。国際競争力強化に向けたマイナンバーの新たな活用を期待したい。

1.はじめに

安倍政権は、昨年7月の参議院選挙前6月14日、「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太方針」を閣議決定し、デフレ脱却・日本経済再生を目指すアベノミクス「三本の矢」の具体像を示した。それから約1年、次の2016年度骨太作成に向けた作業が政府部内で本格化しつつある。加えて、来年の統一地方選挙に向けた政治的流れも加速しつつあり、その中で、アベノミクスの評価と課題をいかに捉え政策議論に反映させるべきかを以下で検証することとしたい。

2.アベノミクス政策の成果

2013年以降における日本経済の景況感の改善の要因は何か。第1は、欧米経済の安定である。安倍政権誕生前、2012年後半から米国経済が回復基調に転じ、加えて2012年10月以降欧州財政金融危機の一服感が強まり、日本経済を取り囲む外部環境が大きく改善した。この改善により、それまでリスク回避型で円資金に流入し円高要因となっていた海外投資資金が、欧米株式市場をはじめとするリスク領域にも運用範囲を拡大させ円売りが加速したことで円安が進行し、70-80円台の為替レートで厳しい経営環境にあった輸出関連企業の採算が大きく回復する動きとなった。それに伴い、大企業を中心とするボーナス等一時所得を中心とした雇用者所得の増加、そして、株式市場の上昇による資産所得の増加から高額品等の消費も増加している。

第2は、コストプッシュ型インフレの発生である。原子力発電所の停止とも関連し円安が進行する中で、原油等エネルギー量の増加を伴いつつ輸入価格が上昇、さらに穀物等食糧の輸入価格も上昇し、生活関連の製品価格へ転嫁が進むコストプッシュ型インフレが徐々に進行している。これによりデフレ経済の状況が緩和し、消費者物価もプラス基調に移行している。

第3は、前倒し需要の発生である。今年4月1日からの消費税率引き上げに向けた前倒し需要が、住宅、家電、自動車関連等で2013年春以降本格的に発生し、生産等企业活動を活発化させたことである。こうした前倒し需要の発生は、住宅関連資材、家電等の価格上昇にも結び付いている。

以上、三つの要因はアベノミクス政策自体ではなく、政策を取り囲む外部環境によって主に生じたものであるが、これに加え、アベノミクスの第一の矢である「量的・質的両面にわたる大胆な金融政策」が景況感の改善をさらに加速させたことは間違いない。2013年年末の中間目標200兆円増加を目指して展開され、日本経済への資金供給は大きく増加し、株式市場の上昇と円安をさらに進める要因となっている。こうした資金供給の増加は、期待インフレ率を高める要因ともなった。加えて、2013年3月の金融円滑化法（モラトリアム法）の期限切れによる中小企業の資金繰り等への影響を緩和すると同時に、これまで滞っていた設備投資について更新部門中心ではあるものの、活発化させる要因となっている。

いずれにせよ、安倍政権誕生後の日本経済の景況感改善は、まず海外経済の安定に伴う国際的な資金の流れの変化により、日本経済が抱えていたデフレという閉塞感を緩和する外部要因からスタートし、それを加速させる内部要因として、大胆な金融緩和政策が日本経済への輸血を可能にし、1年強にわたり日本経済をけん引する力となったと言える。

3.アベノミクスの課題

足元の景況感改善とは異なり、アベノミクスの構造的課題の克服は長期的な日本経済の行方を左右する。とくに、欧米や新興国の政治経済情勢から受ける影響は大きく、その影響を克服するためにもアベノミクスの抱える長期的課題に今から対処する必要がある。

構造的課題の第1は、アベノミクスの第三の矢である新産業創造の成否である。新産業創造による新たな需要拡大がタイムラグを大きく生じさせることなく、速やかに生まれてくるかである。新産業創造には多くのリスクが伴い、金融政策や財政政策の効果と比べても懐妊期間が長く時間を要することは避けられない。それだけに、資金面の政策だけでなく経済構造を変える規制改革等これまで以上に大胆に展開する必要がある。この一年間、安倍内閣も規制改革や国家戦略特区の設定等に取り組んできたことは間違いない。しかし、その成果をより敏速に生じさせ、コストプッシュ型で国民生活の消費意欲を低下させる形でのデフレ脱却ではなく、新たな需要拡大によるポジティブな形でのデフレ経済の克服を実現させることがより大切である。そのことにより、輸出産業、大企業等に偏った形での収益改善、賃金上昇から中小企業も含めた広範な所得・雇用環境の改善を実現し、実感を伴う景気回復にさせる必要がある。

構造的課題の第2は、長期にわたるデフレ経済脱出に向けた安倍政権の大胆な金融緩和に対する出口政策の準備である。大胆な金融緩和には、必ず政策としての出口が到来する。量的・質的金融緩和の出口政策のひとつは、インフレ期待と共に顕在化する金利上昇への対処である。安倍政権の骨太方針の経済政策の効果、あるいは長期債務に対する信用低下によるものにせよ、金利上昇は、民間企業、個人、そして多額の債務を抱える国や地方自治体の財政負担に大きな影響を与え、将来に向けたリスク要因を拡大させる。たとえば、地方自治体への融資は、貸倒れが生じないためリスクアセットが基本的にゼロの位置づけにある。但し、これは貸した資金がいつかは必ず返済されるいわゆる信用性リスクの問題であり、信用性リスクがゼロでも流動性リスクは別問題となる。流動性リスクとは、金融機関や住民等資金の貸し手が自ら必要となった時にいつでも資金を回収できるかというリスクを指す。流動性リスクは将来への見通しが不明確、あるいは公的部門への信頼性低下等により高まる。金融市場からの流動性リスクが高まれば、長期性資金の調達に量的に制約され調達コストが上昇し、財政に影響を与える。こうした問題は、長期的に低金利が恒常化した日本経済全体の問題であり、住宅ローン等を抱える国民生活にも大きな影響を与える要因となる。

第3は、投資の地域的偏りである。税と社会保障の一体改革が進む中で大都市部の高齢者人口の急増は、他の地域にも大きな影響を与える。福祉目的税化した消費税引き上げ分の配分を例にとっても、年金、介護等高齢者向けの財政支出の中心は大都市部とその周辺地域に結果として偏り、高齢化率は高いものの高齢者の人口は減り続ける非都市部では財政配分が減少せざるを得ない。また、大都市部の高齢化人口の急増は資金面だけでなく、医療・介護等の人的資源の大都市部への集中を加速させる要因となる。高齢者人口は減少するものの医療・介護等に対する人的資源の確保が非都市部では難しくなり、地方自治体間で連携して確保して行く取組みが不可欠となる。

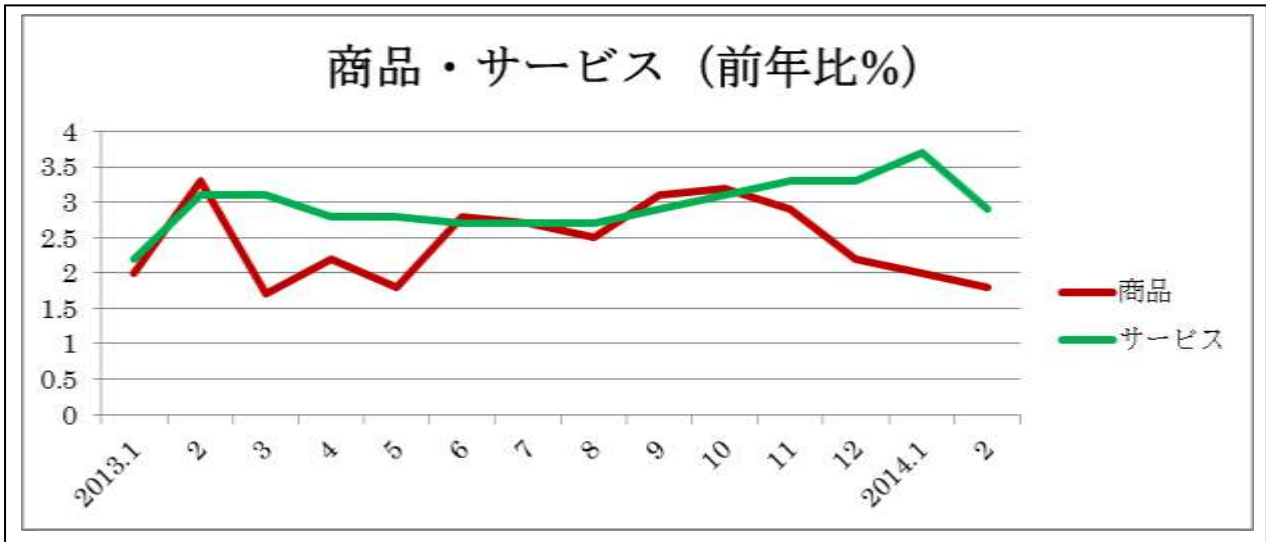
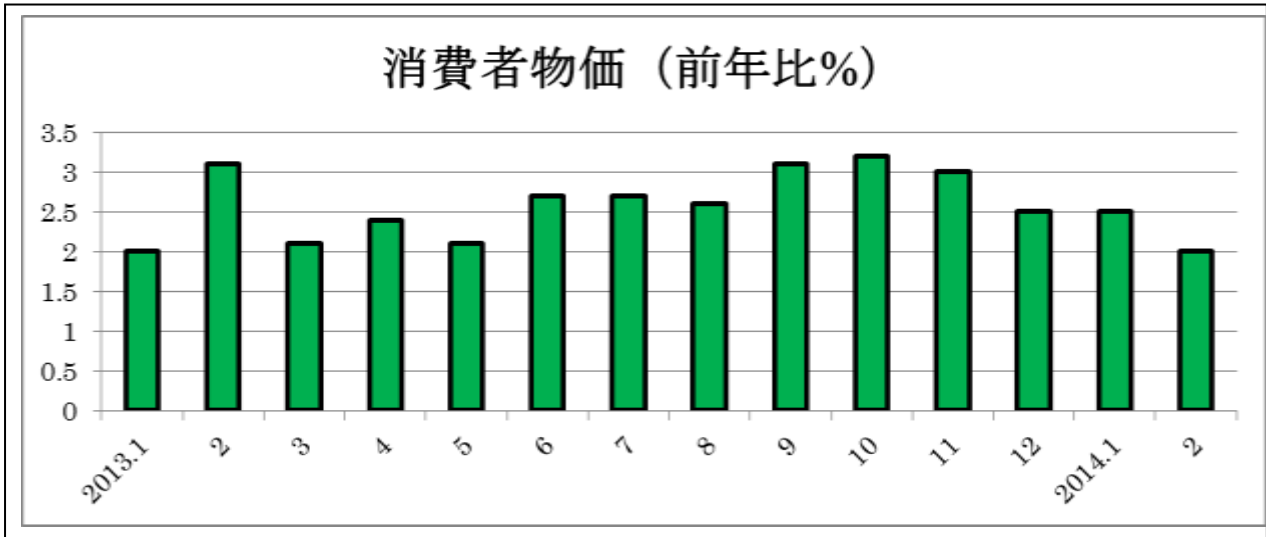
また、東京オリンピック開催に向けた投資の活発化は、東京都庁建設時にも生じた資材や労働力の集中と価格上昇をより大規模に生じさせる可能性がある。そのことは、民間市場においても価格上昇や労働力不足を背景に地方の公共事業の実施困難性を高めるリスクを抱える。東京オリンピックの開催により東京だけでなく日本全体に、外国人が来日し観光するメリットが提供されることは間違いない。一方で、開催に向けた10年近い長期にわたる投資が、自らの地域に如何なる影響を与え、それに対して如何に対処するかという視点は、各地方自治体で政策検討する際には踏まなければならない重要な要素となる。さらに、自らの自治体だけでなく周辺自治体も視野に入れた圏域連携としての基本計画の策定視野が不可欠となる。

来年 2015 年は統一地方選挙の年となる。その前哨戦として東京都特別区等 2014 年から地方選挙が展開される自治体も少なくない。そこでは、首長の選挙を中心にマニフェストを掲げる選挙が展開される。日本の従来のマニフェストは、政策全体を視野に入れたパッケージ方式の内容であることが一般的となっており、また、そのことが有権者からも求められてきた。このため、内容的には与党・政権党となって予算編成権を獲得し、行政権を掌握することを前提とするものとなっている。また、マニフェストの基本がパッケージ方式のため、政党も有権者も個々の政策事項と全体の政策を関連付けた評価意識が希薄となりやすい性格を有している。パッケージとしての政策がマニフェストに示された場合、選挙では有権者に対してパッケージ全体としての可否が問われることになる。このため、その中の個々の政策に対する賛否を有権者は個別に表明することができない。しかし実態としては、個々の有権者は自分自身の関心事項にのみに注目し投票する。そのためその投票が自らの関心事項ではないマニフェスト全体に権威付けする投票であることの認識が薄い。

一方で、政治的には有権者が個々の関心事に着目して投票することを重視し、多様な利害関係に配慮し相互矛盾する事項をもマニフェストに組み込み、現実の執行では個々の政策間に矛盾が発生することも少なくない。これらを解決するためにも、マニフェストを政党、有権者全体で育て上げる姿勢が不可欠である。与えられる民主主義、与えられるマニフェストの意識では、日本の政治は進化しない。育てる民主主義、育てるマニフェストの意識が不可欠となる。マニフェストに求められる機能として、①政治的な問題点の明確化、②美辞麗句ではない実施可能性を担保した政策の提示、③政党に対する事後評価の担保、④政策本位の政治選択などが挙げられる。こうした機能もマニフェストが総花的な個別事業のパッケージとなった場合は大きく劣化することが避けられない。そこで、マニフェストに描かれた個別事業の良し悪しではなく、マニフェストの内容に現れた政策理念に基づく政策執行能力の可否の判断が重要であり、美辞麗句から脱却した信頼性評価が可能となる。

パッケージ型マニフェストでは、この点をとくに慎重に検証する必要がある。なぜならば、パッケージ型マニフェストは、その作成において利害関係単位の縦割りの流れで協議されることが多く、実施段階に入ると縦割りの構造が対立の構造に変化し、さまざまな利害関係から圧力を受けマニフェストの記載事項が相互抑制し現実のものにできない場合が圧倒的に多いからである。マニフェスト作成段階では、分断された多くの利害関係集団の利害を選挙に向けて縦割りで個別に吸い上げるため利害間の優劣が決定されることはなく、そのため優先順位をつけない並列の事項記載となってしまうのである。

選挙対策中心型のマニフェストの場合、とくに日和見的な内容、別の表現では投機的政策の羅列となっている場合が少なくない。投機的政策とは、住民のニーズを無秩序に受け止め、政策体系全体として整合性のない合成の誤謬に陥っている政策である。マニフェストに記載された各事項がたとえ適切な選取肢・事項でも、それらが縦割りで相互に連携なく取り組まれた場合、すべて集まった姿がきわめて歪んだ結果となる。いわゆる「合成の誤謬」である。投機的政策の集まりたるマニフェストとなる原因の根幹は、政策に対する理念が存在しないことにある。このため、住民受けする言葉や政治的に争いが無い抽象的な言葉が理念として使われている場合、「住民の意見」など一見、最もらしくみえても多様な住民の意見を聞き決断する理念が実質的に欠落しているため、住民の中の反対意見を克服することができず公約を実現できない壁に繰り返し直面することになる。



（資料）中国国家統計局資料から作成。

中国経済の景気減速基調が一層明確になってきている。輸出が減少していることに加え、小売売上等内需も弱含む状況となっている。また、投資は依然として堅調なものの増加の幅を縮小させており、中国経済をけん引してきた輸出・消費・投資がともに弱い状況となっている。これを反映し、企業の生産活動も低迷する傾向を示している。こうした需要減少を背景に、これまで課題となっていた消費者物価が2013年後半以降大きく水準を低下させている。食料品価格等商品関係が下落し、商品に比べ強含んでいたサービス関係も2014年に入り上昇幅を低下させ、政府の消費者物価上昇目標3.5%前後を大きく下回る状況に有る。物価の安定は、中国経済にとって大きな課題が克服されつつあることを意味する一方、持続的成長の実現が可能か問われつつある。中国経済は、7%程度の中成長で推移しており、中国政府として長期的な安定成長を実現するための構造改革を優先する姿勢を示している。このため、7%成長を割り込むことがあれば景気下支えのための政策が実施される可能性が高いものの、従来の10%を超える成長を優先して再現する姿勢にはない。2008年のリーマンショック後の政策として大型投資で対応したものの、潜在的な不良債権の存在やシャドーバンキングの拡大など投資依存の経済政策の歪みも生じさせており、こうした実態の是正も含め当面、7%前後成長のコントロールが続くものと見られる。

株式会社富士通総研 公共事業部 水野 成典

はじめに

2013年5月31日にマイナンバー関連4法が成立されてから、10ヶ月が経とうとしている。これまで、番号制度に係る各省は、社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」という。）導入に係るガイドラインや調査研究成果物等の公開を行うと共に、地方公共団体や民間団体等、番号制度の主体者となる関係機関等向けに説明会等を開催し、周知が行われてきた。

一方で、マイナンバー法別表第1、第2の事務、情報を定める主務省令（以下、「主務省令」という。）の制定は、2013年度末までにパブリックコメントを公表する予定が遅れた。執筆時点ではまだパブリックコメントには出されていない。また、中間サーバーについては調達の大方針が見直され、関連した国のシステムの仕様等、詳細については不確定要素が多い状況と言える。

番号制度の中核を担う多くの地方公共団体においては、国から示された資料を下に、体制づくりや影響度調査等を進めている他、国庫補助金申請のための見積作業などの対応が行われている。しかし、組織の立ち上げや影響度調査を実施した団体でも、全庁的な検討等の取組みが止まってしまっているケースが見られる。また、今以て、多く地方公共団体においても、影響範囲は分かったが、結局何をしてよいのか、これで大丈夫なのかかわからないという声が聴かれる。

番号制度に係るスケジュール上の節目は変わりなく、情報システム改修には予算要求や調達、実際の作業等で長期間を要するものの、かけられる準備時間は次第に短くなっている。

本稿においては、現状番号制度に係る各団体・機関等の置かれた環境を整理するとともに、特に地方公共団体を中心に、早急に取り組まなければならない課題について論考する。

1. 各団体における番号制度導入検討状況

(1) 地方公共団体における番号制度推進体制構築状況

マイナンバー法成立後、内閣官房は、番号制度導入に向けて地方公共団体が『今すぐに』行うべきこととして、「①番号制度を所管する課の決定」、「②各作業を行うこととなる課の洗い出し」の2点を挙げ、説明会等において繰り返し訴えかけてきた。番号制度が多くの部門・事務に影響し、それぞれの部門において、影響内容について検討しなければ実現し得ないことから、当然のことと言える。

内閣官房は政策企画課という想定課を番号制度主管課とすることを示したが、実態として、なかなか旗振り役が定まらない、あるいは旗振り役とまではなりきれていない状況が多くの団体で見られた。それは、番号制度は情報システム対応が中心で政策企画部門では対応が難しいという認識が広がっていたことによると思われる。また、多岐にわたる対象事務の各部門で事務の見直しが必要な他、個別管理している宛名情報等の個人情報を、番号制度対応にあたっては団体内統合宛名システムとして一元管理をすることがガイドライン等で示される等、全庁的な課題が多く、情報システム部門が全面的に引き取れる制度ではないという事情があったことも考えられる。

先行している団体においては、首長等によるトップダウンの指示により推進本部の設置等が行われているところが多い。政策企画部門と情報システム部門が統合化された団体もあり、双方の知識を持ち寄った横串の検討がなされていると思われる。

(2) 地方公共団体における番号制度導入の検討状況

マイナンバー法や国が公開するガイドライン、調査研究成果物等は、各地方公共団体における事務改善に向けた前向きな検討を期待する内容となっている。

しかし、旗振り役の不在等により方針が定まらない団体においては、各部門においては当面の影響を見定めたいという考え方で検討していることが多いが、最低限、番号制度導入で行わなければならないことを見定めるという観点でガイドライン等を読んでも、詳細が分からず判断ができないことが多い。このため、国からの詳細情報を待つこととなり、番号制度導入への検討が進まないというジレンマが見られた。

また、小規模自治体の多くは、そもそも十分な情報提供が得られていないか、逆に膨大な資料が提供されている状況下で、十分査読や検討ができていないという状況も見られる。

(3) 地方公共団体以外における検討状況

日本経済団体連合会では、昨年度から番号制度に関する説明会を実施しており、また、連日報道がなされていることから、金融機関や大手企業を中心に一部の民間企業において、番号制度導入の影響について検討がなされている。

しかし、地方公共団体以外の機関として、筆者が携わった「個人番号利用事務実施者」である国の各機関や後期高齢者医療広域連合等においては、監督機関や所管団体からの情報が十分伝達されていないという状況が少なからず見られた。また、民間の健康保険組合等においても同様の状況というのが筆者の認識である。

十分な情報が通知されていないという場合は、とりまとめ団体を通じて積極的に情報収集を行い、疑問点について国に問い合わせることが重要である。

2. 待たれる制度環境の整備

(1) マイナンバー法、整備法

本年2月20日になり内閣官房のホームページにおいて、番号制度の概要資料の他、マイナンバー法及び整備法の条文、同2法の改正履歴が更新された。これまで同2法は成立後、他の法令の改正を受けて、改正がなされている。これにより、マイナンバー法の別表第1や第2における事務の記述や特定個人情報の名称も変更がなされているため留意が必要である。

また、見落としがちであるが、整備法を通じた住民基本台帳法の改正についても整理が必要である。マイナンバー法における本人確認の措置の規定により、券面による確認の他、様々な事務において住基ネットによる本人確認ができる範囲も見直されている点について留意されたい。

(2) 主務省令

先行して検討している地方公共団体においては、同2法に基づき、マイナンバーの利用や情報照会を手続きの単位に掘り下げて、あるべき姿(ToBe)モデル検討・分析が行われている。しかし、こうした内容は前述の主務省令により定められるとしており、本格的な検討や精査は主務省令の公開を待たなければならない状況にある。主務省令では、マイナンバーの利用や情報照会ができる事務手続きをマイナンバー法別表第1及び第2で規定されている事項をより具体化する、又は制限する主旨で規定される。

内閣官房では昨年11月の社会保障・税に関わる番号制度に関する国と地方の事務レベルの協議の

場において、「番号法別表第1及び第2に規定される主務省令事項の整理について」（以下、「主務省令事項」という。）及び「情報連携のデータレイアウトについて」（以下、「データレイアウト」という。）を参考資料として配付している。また本年3月に入って、厚生労働省から主務省令事項の見直し版が、地方公共団体向けに配布されている。

これらの資料によって、地方公共団体の他、これまで具体的なガイドライン等が示されていなかった国の機関や後期高齢者医療広域連合、健康保険組合等における対象手続き、関連法令等、情報照会できる情報について、検討・整理されていることが具体的に分かるようになった。

今後は、地方公共団体はもちろん、番号制度に関わる全ての主体において、主務省令のパブリックコメント、制定等の動向について注視する必要がある。

(3) 各省の政省令や事務連絡等

マイナンバー法別表第1及び第2はマイナンバーの利用や情報照会が「できる」事務を規定していて、そうすることが義務としているわけではない。しかし、特定個人情報の情報提供は、情報提供者とされた組織・団体においては、どのようにマイナンバーを入手し、特定個人情報を生成するか検討しなければならないため関連して検討が必要である。

しかし、主務省令が成立されたとしても、以下の点においては依然として不明瞭なままである。

- ・ どのタイミングでマイナンバーを入手する/できるか
- ・ マイナンバー法で求める本人確認措置をどのように実施するか
- ・ 情報照会をするにあたってどのように情報提供者の情報を得るか

例えば、マイナンバーの入手タイミングについては、どの申請書や届出書に個人番号欄が設けられるのか、あるいは設けられないのかに依存する。これについては今後、法的な義務付けが行われる、もしくは特定個人情報の提供のために、各機関の判断で欄を設ける等の検討が行われる可能性もある。

これらは、主務省令ではなく、各所管省庁による政省令の整備により具体化されるものも多いと予想される。地方税分野については、総務省自治税務局から未定稿ではあるが、既に本年3月に各地方公共団体向けに事務連絡を通じて、どの申請書でマイナンバー及び法人番号の記入欄が設けられるか、手続き単位で検討されていることが示されている。今の段階では各団体で想定するしかないが、こうした各省が示す指針等の動向についても、継続的に情報収集に努める必要がある。

(4) 国が提供するシステムの仕様

情報システムによる番号制度導入の具体的な実現方法は、住基ネットや、情報提供ネットワークシステム、中間サーバー、マイ・ポータル、公的個人認証サービスといった国が提供する仕組みに依存する。

たとえば、本人確認の措置、特に住基ネットを通じた方法については、前述の住基法改正に従った、住基ネットの端末の設置や住基ネットとの連携が考えられる。また、各システムにおける符号取得要求や情報照会や情報提供といった機能仕様の検討にあたっては、住基ネットや中間サーバーでの仕様が示されなければ、具体化は難しいと考える。

総務省や（財）地方自治情報センター（LASDEC）により、情報提供がなされているものもあるが、各団体の情報システム部門や各番号制度関係業務部門の電算担当においては、今後も継続して情報収集にあたる必要がある。

3. 新年度、まず取り組むべきこと

1章では番号制度関係主体となる地方公共団体を始めとする各団体での現状、2章では、国の動向を踏まえて、現時点で何が明らかで何が不明確なのかについての外観を整理した。では、新年度に入ってどのような取組が必要かについて本章では整理したい。全体的なイメージを図1に示す。

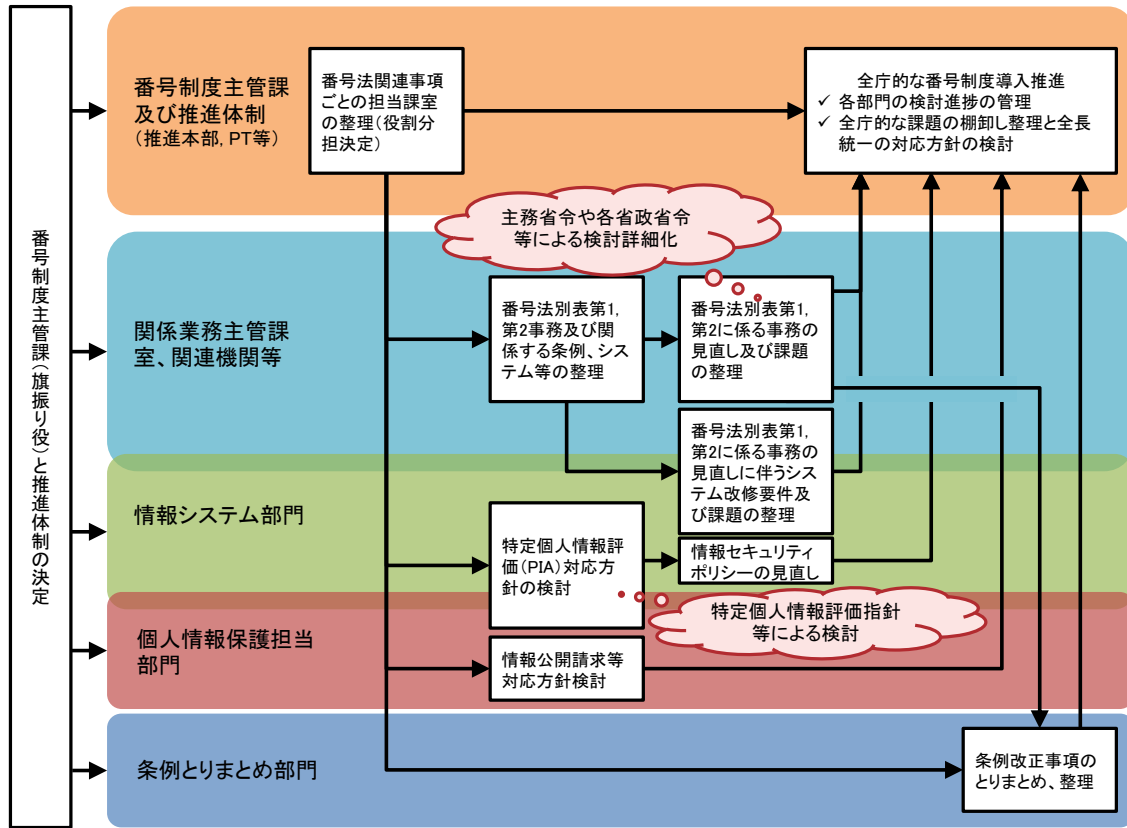


図1 地方公共団体等において新年度から行うべき事項のイメージ

関連したシステムの改修等に残された期間を考えると、番号制度主管課を中心として、新年度から、これまで政府等から提供されている情報や今後出される主務省令等を踏まえ、課題を棚卸し整理していくことが求められると考える。

検討が止まってしまっている、あるいは、これから影響度調査を含め進めることになる地方公共団体においては、まずは、旗振り役を決め、推進体制を確立することが求められることは前述したとおりであるが、政策企画部門と情報システム部門が事務局としてタッグを組み、関係課を巻き込んだプロジェクトチーム体制（図中のPT）を構築することも1つの案ではある。

全庁推進体制においては、関係部門が個別に検討していた事項を取りまとめ、漏れがないか、認識や検討手法にばらつきがないか、検討が遅れている部門がないかといった点で整理し、進捗管理を行うことが重要である。また、各課検討において抽出された住民サービスの視点や技術的な実現性の視点等に係る課題について、部門横断的な議論のもとで、全庁統一方針の検討を行うことが必要になると考える。

既に主務省令事項等を活用した取組が行われている団体においても、主務省令等が国から示されてからも課題の棚卸しや検討内容の見直しが必要になる。また、「個人番号関係事務実施者」として、人事給与関係に係る対応課題についても、国の動向を踏まえた検討が必要になる。

筆者は、こうした全庁的推進体制のご支援、国の動向の整理、課題抽出と棚卸し精査等を中心に支

援をしたいと考えている。情報システム部門のみで導入の対応を検討されていて、特定個人情報保護評価（PIA）対応のみを外部委託に頼ろうとしている団体も見られるが、そもそも上記のような取組みの下で検討がなされることが必要であり、また、調達仕様検討や設計の一貫として検討が必要となるため、委託内容について見直されたい。

4. さいごに

番号制度検討にあたって、どちらの団体においても、政策企画部門や情報システム部門の在り方や、情報システム調達や管理に係る制度や体制、各業務主管部門における業務やシステムについて、既存の問題点が改めて認識されることも多いと考える。

また、マイナンバー法成立から、なかなか検討が進められない団体においては、国からの情報提供が遅れたこともあるが、情報システムの導入や大規模な改修を伴う制度改正に対する対応に弱いという、ICT（情報通信技術）ガバナンスに関わる全庁的な組織体質面の課題が顕在化していることもあるのではないかと考える。

番号制度導入にあたって、情報システムの改修等の影響が大きいのは事実であるが、ICT はあくまでも政策目標を達成するための手段であり、こうした様々な制度に影響する法律の成立や法改正等のインパクトを「最低限」にするとしても、全庁的な体質改善の機会として、前向きに捉えられることを期待したい。

また、筆者としても、今後の番号制度導入支援コンサルティング等を通じて、長期的なスパンでの組織体質の改善を含め、ご支援できればと考えている。

〈既刊テーマ一覧〉

2013 No. 7	リスク管理とコスト管理の両立に向けて 悩む評価から政策を進化させる評価制度へ（第1回） 待機児童ゼロ政策の課題 中国の経済政策 医療・健康情報（EHR）の普及展開に向けて
2013 No. 8	高等教育の無料革命は、「学び」を変えるか 悩む評価から政策を進化させる評価制度へ（第2回） タコ壺化と自治体経営 日本経済・社会のグローバル化 機能する施策評価に必要な条件
2013 No. 9	新たな段階を迎えた政府の情報通信戦略 保育所待機児童ゼロ政策の政策決定課題 地方法人特別税制度と特別区 アジア後発新興国への日本企業進出 地方公共団体における人事制度の問題点とその対応
2013 No. 10	地域発の成長戦略は実現するのか 「事務・権限の移譲等方針」について 2014年度一般会計予算の課題 米国の金融政策とアジア ICTを利活用した小中学校教育は無償・低コストのサービスと 端末でどこまで可能か？
2013 No. 11	ビットコインはデジタル時代の徒花なのか 第三セクター等のあり方最終まとめに向けて 消費税増税に向けた消費者意識 米国量的緩和政策縮小の新興国への影響 地方自治体における業務分析のあり方と成功要因
2013 No. 12	国際競争力強化に向けたマイナンバーの積極的活用 アベノミクスの評価と課題 統一地方選前哨戦としての2014年度 中国経済の構造改革政策 社会保障・税番号制度の導入、今やるべきことは何か？

政策研究 2013 No.12

2014年3月発行

編集・発行 株式会社富士通総研 公共事業部
監修 宮脇 淳（北海道大学公共政策大学院教授）
〒105-0022 東京都港区海岸1-16-1
電話 03-5401-8396
<http://www.pppnews.org>